

# 明朝と太和山について

間野潛龍

太和山とは大嶽太和山と稱し、いわゆる武當山をとくに明代には、このように呼んだものである。武當山とは湖北省均縣の南、漢水の上流にあり、また參嶺とも稱し、古くから道教にとつては聖地の一つとも考えられ、北方の七宿、すなわち斗、牛、女、虛、危、室、壁を總稱する玄武の住する所とみなされて、とくに尊崇の高かつた名山である。この玄武は宋代に趙玄朗を聖祖と稱するようになつてから、その名を諱んで、宋の大中祥符年間に眞武と呼ばれ、靖康元年(一一二六)には佑聖眞武靈應眞君に封ぜられた。さらに元の大德ごろには元聖仁威元天上帝と稱し、清の順治時代には北極靈聖眞君として厚く崇拜されたものである。たとえば北京の白雲觀には、主要な殿閣の一つに眞武殿があり、中央にこの眞武の像をまつり、向つて右に文昌帝君、左に張道陵の像を安置してあるというが、白雲觀では龍虎山の祖張道陵よりも中心

にまつられる程、尊崇の位置も高かつたと考えられる。さてこの眞武にゆかりの深い武當山が、明代に非常な發展をとげたこと、また明初に大嶽太和山と改稱されるようになつたのは、如何なる事情によるものであるか、さらに明朝との密接な關係はどのようにして生じたものであるかなどについて、十分に知り得ないものがあつたのでいさゝか機會を得て考察してみた。なかでも成祖の行つた太和山の支配體制は、明一代を通じて特別な事情を生じ、太和山の宮觀に關する造營修理は、湖廣の官吏の提督する所となり、さらに内臣の提督さえ加わつて、明代財政に深い影響を及ぼしたものと言える。そこで以下に二三の知り得た點を敍べて、明代道教史の一端を探求したいと思う。

明代における宗教的な名山と言えば、五臺、太和、龍虎、三茅四大山を擧げるが<sup>(2)</sup>、なかでも龍虎山は張天師の後裔の歴代居住する處として著名である。この天師道と別派をなす茅山道は三茅山を中心とし、また武當山にて眞武を主として、煉丹驅邪を本領としていた一派を武當道と稱し、早くから多くの人々の修行する姿が見られ、宮觀が建てられていた。しかし元末の争亂にその多くは焼失廢毀し、また著しい衰微をみたのである。かくて明代にいたり、武當山に宮觀を改めて創建するための勅諭<sup>(4)</sup>が降されたのは、永樂十年（一四二二）七月十一日である。それによれば、成祖はまず官員軍民夫匠人に諭する

黃榜をかゝげ、「武當山は天下の名山であり、北極眞武玄天上帝の修眞得道、顯化去處たる地であつて、歴代すべて宮觀があつたが、元末にいたり、亂兵のために盡く焚かれてしまつた。私は奉天靖難の初、神明の加護を受けてより、武當に工を興し、宮觀を創造して軍民を休息せしめようと考えていた。今こゝに漸く工を始めることができた。上は皇考（太祖高皇帝）及び皇妣（孝慈高皇后）の靈をなぐさめ、下は天下の生靈の福を祈らんとするためである」と敍べ、とくに隆平侯張信、駙馬都尉沐昕等に、管工の官員人等を監督して、工事にあたらせること

にした。やがてこの歳の秋九月より工事に着手し、翌一年八月には正一嗣真人張宇清に勅して、玄天玉虛宮、太南巖宮には武當山の道士、正一孫碧雲<sup>(5)</sup>を住持たらしめたので、他の三處に道行すぐれた道士各二名を選んで住持となし、毎處に道士五十人を選んで看守せしめよと言つている。かくて永樂十六年十二月にいたつて宮觀の工を終え、山中の諸宮觀は莊麗なる威容を整えたのである。宮觀の成つた時の状況は、成祖實錄では次のように傳えていい。

武當山の宮觀なり、名を賜わり太嶽太和山という、山に七十二峰、三十六巖、二十四澗あり、峰の最高なる者、天柱といい、境の最勝なる者、紫霄<sup>(6)</sup>という。南巖は上に游氣を軼し、下は絶壑に臨む。紫霄南巖、もと皆宮あり、南巖の北に五龍宮あり、俱に祀神祝釐の所となす。元季に兵燬し、是に至つて悉く新たに宮を建つ。五龍の東十餘里、玄天玉虛宮と名づく。紫霄を太玄紫霄宮といい、南巖を大聖南巖宮といい、五龍を興聖五龍宮という。又即ち天柱峰頂に、銅を治て殿をつくり、飾るに黃金を以てし、眞武像を中心にかたどる。道士二百人を選んで洒掃に供し、田二百七十七頃ならびに耕戸を給して以て之を贍せしむ。仍お道士任自垣等九人を選んで提點となし、秩正六品、宮觀を分主せしめ、祀事を嚴にし、上は太祖高皇帝孝慈高皇后の福を資し、下は臣庶の爲に災済を祈

弭す。凡そ殿觀門廡、享堂厨庫たるもの千五百餘楹あり、上親しく碑文を製し、以て之に紀す。

と。これによつて、まず第一に此時より武當山を大嶽太和山と呼稱するようになつたこと、第二に紫霄等の諸宮を建造し、天柱峰頂に銅殿を造り眞武像をまつたこと、第三に道士三百人、田二百七十七頃及び耕戸を給して、任自垣等を提點たらしめたこと、第四にその建造の趣旨は上は太祖及び高皇后の福をもとめ、下は臣庶の災済を安んずるためであることなどが、よくわかるのである。

そこでまず明代に太和山と呼ぶ理由は明らかになつたが、第二の紫霄、玉虛、南巖、五龍の諸宮の建造についてはなお不充分であり、釋氏稽古略續集卷二によれば、實錄とほとんど同じ文を擧げているなかに、遇眞宮、清微宮、淨樂宮の三宮觀の名が見えてゐる。以上で七宮觀となるが、また大岳太和山誌卷三には、天柱峰にある宮を太和宮と稱し、その外に迎恩宮の名を擧げてゐるので、代表的な宮觀は九ヶ處と言える。なかでも任自垣が提點となつた玉虛宮<sup>(6)</sup>は一山の中心であり、均州の西南七十里、太和山の展旗峰の北にあつた。また太和宮は均州の南一百二十里、太和山の天柱峰上にあり、かつて此處にあつた小銅殿を改めて大殿となし、黄金をもつて塗り

甚だ精緻な構造であつたといふ。さらに南巖宮は均州の西南一百里、大頂より東に二十里の處にあり、紫霄宮は均州西南九十里、展旗峰下にあり、造營にあたつて故宮を毀たず、その西方に殿楹をつくつたもので、故宮を香火殿と呼んだ。また五龍宮は均州西南一百二十里、靈應峰の山曲にあり、迎恩宮は均州の南四十里、石板灘にあり、もと關王廟のあつた所、すなわち鄆裏の孔道にあたるという。さらに遇眞宮は均州の南五十五里、太和武當山の仙闕外にあり、淨樂宮のみは他の諸宮が山内あるいは巖下にあつたのと異なり、均州城の東北隅にあつたものである。かくてこれらの諸宮觀をめぐつて、千五百有餘楹の諸建築がならび建ち、二百七十七頃の田を持つて經濟的基礎を安定ならしめ、任自垣等九人をして各宮の提點に任命して、明代太和山の機構がとゝのつたのである。

ところでこの造營は、永樂十年秋より工事に着手し、十六年末まで五年有餘の歳月を費して、相當の大事業で、その工部侍郎郭璡、隆平侯張信等に命じて、丁夫三十餘萬人を督して、大いに武當の宮觀を營む。費すこと數百萬を以て計

工部侍郎郭璡、<sup>(6)</sup> 隆平侯張信等に命じて、丁夫三十餘萬人を督して、大いに武當の宮觀を營む。費すこと數百萬を以て計

る。すでに成り名を賜い大嶽太和山となし、官を計りて鑄印し、以て守らしむ。

と言うところからみても、その工費ならびに人役の厖大なることを知る。また太和山誌卷四には、この創建の業にたづさわつた官員として、まず把總官に隆平侯張信、駕馬都尉沐昕、禮部尚書金純、工部侍郎郭璉を擧げ、さらに郎中諸葛平、胡聰、何辛、員外郎鄭伏升以下十人、

主事張澈以下二十二人、司務宋行、史鑑、鳴賛蘇澤、都事曹昇、知事邵正、序班王貴以下十人、都指揮鄭銘以下四人、指揮仲瑄以下七人、千戸韓多以下十八人、百戸楊信以下十四人の名をつらね、湖廣都司布政司并びに各府衛所州縣官として、都指揮張銘、參政郝鵬、知府余士吉以下三人、指揮王斌以下十六人、府同知王雋、陳敬、通判范淵、州同知蕭雲舉、州判李湘、千戸朱彝以下十六人、鎮撫戴明以下六人、百戸邵正以下十八名の名が擧げられている。したがつて本事業のすべての責任者は隆平侯張<sup>(10)</sup>信である。ところで彼は永樂八年冬に都御史陳瑛より、

「ほしいまゝに貪墨なことを行い、丹陽練湖八十餘里、江陰官田七十餘頃を強占した」ということを訴えられ、面目を失なつた直後であり、その體面を挽回するため、武當山の工營には、進んで帝意をむかえるようにと努力している。たとえば實錄の十一年六月戊申朔條に、

隆平侯張信言、武當山大頂、五色見、繪圖以進。上出示百官。行在禮部尚書呂震、率文武群臣致賀。勅諭曰、武當創建宮觀、上資皇考皇妣之福、下祈福天下生靈、如歲豐人康、災沴不作、此朕素願、今茲禎應、蓋皇考皇妣之福、而山川效靈所致、朕德涼薄資爾群臣協心輔治、必共勉之以蒼神覨。

と言うことが擧げられているが、たくみに帝意を迎えて、武當山造營に關心の深からんことを期待している。また完成の年でもある十六年には、武當山に靈芝<sup>(11)</sup>千數百莖を産したので、張信が悉く採集して獻上したことがあり、これらによつて張信が如何に武當山の造營のために方策を用いて意義づけを行つたかを知るであろう。しかしともかく十六年末にはようやく莊麗な諸宮觀が武當山に建立されたのである。

## 二

ところで武當山に宮觀を建造するための目的として、たゞ上は太祖皇妣の福をいのり、下は臣庶の災沴やすからんことをねがうのみで、成祖がこれほど積極的になつたのであろうか。それだけの理由で三十餘萬人の軍夫を

役し、大宮觀を造營する必要があつたのだろうか。

勿論これも大きな理由の一つではあつたであろう。成祖が惠帝を倒して帝位を掌握した點で、人心をわが手中に集める爲には、父の太祖を高くかゝげて、その遺志を繼ぐ者の意味を強調せなければならない。それ故に太祖の靈をまつることが、大きな意義をもつてゐる。あるいは、成祖の文化政策の一つと見ることもできるである。しかしながら、武當山と關係の深い張三丰を見のがしてはならないのである。そこで明史の張三丰傳を見ると、先に挙げた文の前に次のようなことが載つている。

永樂中、成祖は給事中胡濙を遣わし、内侍朱祥とともに、璽書香幣を齎らして（張三丰を）往訪し、荒徼に遍歷して數年を積むも遇わらず。乃ち工部侍郎郭璡、隆平侯張信等に命じて……とあり、成祖が重臣胡濙等をして張三丰を求めて國內を遍歷させて遂に遇うことができず、乃ちそこで因縁の深い武當山に宮觀を造營したというのであつて、こゝでは太祖や高皇后の薦福などについては、一言ものべてはいない。

さらに明の陸深の玉堂漫筆<sup>⑫</sup>をみると、相傳える話であるとして、張三丰のこととのべ、「永樂の初に胡忠安公

を遣わし、天下を巡行せしめ、張三丰を訪ねさせた。南陽の張朝用は嘗つて三丰についてよく識つていたので、

詹事府主簿から均州知州に薦んで、ともに往つて訪ねたが、竟に遇えず「遷つた」といふ、續いて、「十五年文

皇（成祖）は再び寶雞の醫官蘇欽等を遣わし、香書を齎して名山を遍訪して之を求めしめた」。「また龍虎山道士を遣わし、書を奉ぜしめた」とのべられている。あるいはさらに、「淮安の王宗道、字は景雲、仙を學び嘗つて

三丰と往來游從した。永樂三年、國子助教王達善、宗道が三丰と面識あるをもつて、文皇に薦めて文華殿に召見せしめ、金冠鶴氅を賜い、書香を奉じて天下の名山を偏

訪せしめた。越えて十年、足跡天下に満つるも、竟に遇えず還る」と言つてゐる。これらの玉堂漫筆の記事は、どこまで正確に史實を傳えるかは言い難いとしても、少くとも成祖が張三丰に對して、どれ程積極的に執心したかは、看取しうるであろう。

凡そ張三丰とは如何なる人物であろうか。明史の傳によれば、

遼東懿州人、名全一、一名君寶、三丰其號也。以其不  
節邊幅、又號張邋遢。頑而偉、龜形鶴背、大耳圓目、  
鬚鬚如戟、寒暑惟一衲一簾、所啖升斗輒盡、或數日一

食、或數月不食、書經日不忘、游處無恒。或云能一日千里、善嬉詣、傍若無人、當游武當諸巖壑、語人曰、此山異日必大興。時五龍、南巖、紫霄、俱燬於兵。三丰與其徒、去荆榛、辟瓦礫、創草廬居之、已而舍去。太祖故聞其名、洪武二十四年、遣使覓之不得。後居寶鷄之金臺觀、一日自言、當死留頌而逝。縣人共棺殮之、及葬聞棺內有聲、啓視則復活、乃遊四川、見蜀獻王、復入武當、歷襄漢、踪跡益奇幻。

といふ、すでに太祖の時代から稀にみる道士として名聲高く、洪武二十四年太祖も彼を徵せんとして人を遣わして、もとめ得なかつた人である。釋氏稽古續集卷二によれば、太祖が張三丰を求めたのが、洪武二十三年としてゐるが、これは二十四年の誤であり、この時に求め得なかつたかわりに、その弟子丘玄清⑯を召し、ともに語つて大いに悦び、官を授け、媛女を與えんとしたが固辭して受けず、太常卿として厚い信任をうけたのは有名である。ついで成祖も即位して後、さかんに張三丰を求め、結局その姿を求めて得なかつたので、ゆかりの地武當山に宮觀を造營し、せめてその氣持を現わすとともに、或は宮觀が完成すれば、またこゝにあらわれて來ないだろうかとの期待が存在したのではなかろうか。このように見

ると、淮安の道士王宗道が永樂三年から天下を周遊したこと、胡漢、朱祥等がやはり張三丰を探して數年にわたつたこと、そして永樂十年にいたつて武當山に工を起すようになつたこと、また同年二月には武當山の道士孫碧雲が成祖に召されて、道錄司の右正一となり、また勅をうけて南巖宮の住持となつたことなどが、關連したものとして、浮び上つてくる。さらに宮觀の完成する前年すなわち十五年には、京師の醫官蘇欽の張三丰探訪、及び龍虎山の道士の奉書して張三丰を求めたことも、何か意味があるよう感じられる。とくに龍虎山の道士に齋らしめた奉書の文を擧げるならば、成祖の態度がより一層明らかとなるであろう。その書に言う、

皇帝致書、眞仙張三丰先生足下、朕久仰眞仙渴思親承儀範、嘗遣使致香奉書、遍詣名山、虔請眞仙、道德崇高、超乎萬有、體合自然、神妙莫測、朕才質疎庸、德行菲薄、而至誠願見之心、夙夜不忘敬、再遣龍虎山道士、謹致香奉書、虔請拱候、雲車夙駕、惠然降臨、以副朕拳拳仰慕之懷、敬奉書。

と。これらを綜合して考へるならば、武當山の宮觀造營は、表面上の理由である祖靈の祈福などの奥に、張三丰に對する執心も強く作用したものと考へることが、無理

ではないと思われる所以である。

### 三

永樂十六年、諸宮觀が完成した。それとともに、こゝ

理、溝渠道路の整治に充てることになった。これについては、仁宗の即位間もない洪熙元年正月にも、湖廣都指揮使司に同じような勅を降して、そのことを確認しているので、その勅をみると、

朕皇考太宗文皇帝臨御之日、創建大岳太和山宮觀、上以資薦皇祖考皇祖妣在天之靈、下爲四海蒼生祈<sup>⑩</sup>福祉、工既告完、已勅湖廣布政司右參議諸葛平、常川用心巡視、遇有損壞、隨卽修整。朕今祇承鴻業、篤念皇考先志、實欲虔奉祀事於悠久、以冀利澤於無窮、勅至卽免爾均州一千戶所軍餘雜泛差役、盡數存留在州、聽參議諸葛平及千戶朱彝提督、但遇宮觀有損壞滲漏之處、隨卽修理、溝渠路道有淤塞不通之處、隨卽整治、務使宮觀永遠完美、溝渠路道永遠通利、庶稱朕心、茲特以勅諭、爾等其敬承之、毋怠故勅。

五年張信より武當山附近の湖廣襄陽府均州の軍民人戸の科差を免じ、玉虛宮等の山場守護、及び宮觀の灑掃に充てることを奏上して許されることになつて、武當山の維持管理はいよいよ軌道にのつてきた。

竣工の翌年、諸葛平が湖廣布政司右參議として、太和山を提督するようになつて、永樂二十二年にいたり、諸葛平に勅して均州千戸所の官軍の撥用をうけ、宮觀の修

るるようになり、神樂觀や五臺山、龍虎山などとともに四年

大所の一と稱せられ、この頃では度牒の請給の最も多い所であつた。

この時代までは太和山に對する官の支配は、永樂に定められた如く、たゞ湖廣布政司右參議を以て行なわれていた。しかし英宗が卽位して、宦官の進出が顯著となるにしたがつて、この太和山にもその勢力が波及するようになつた。凡そ明代における宦官の弊害は、王振にはじまると言つてもよい。明初より宦官の勢力を抑壓する方面にあつた朝廷も、幼少にして卽位した英宗に至るや、王振は漸次自己の地盤を擴大するとともに、多くの宦官と協同してその勢力を扶植することにつとめ、やがては土木堡の大事を惹起した元兇である。したがつてこの頃になつてくると、いわゆる内臣たるもののが、政治機構や軍事組織等、あらゆる分野に進出して來たものであるが、太和山にも英宗の卽位と時を同じくして現われてきた。

すなわち宣德十年三月十六日、禮部員外吳禮及び均州千戸所に勅して、太和山を巡視提督せしめたなかに、尚膳監左監丞陳埜なる内臣と共に巡視するようにと命じている。ついで正統十年三月陳埜に勅を降して、先に諭した命を確認させており、こゝに内臣の陳埜が正式に太和山を提督することになつたのである。そして任務は右參議として、工事の完全に行われるようによく監督し、それに調

と同じく、宮觀の滲漏損壞を修理し、溝渠道路を整備するための巡視であつて、同年五月湖廣右參議李侗の上奏<sup>(2)</sup>した太和、南嶽、紫霄、五龍、玉虛、淨樂六宮の修理準備として、磚瓦をあらかじめ焼くことがきめられたのは、まさにこれら巡視の結果によるものであろうと思う。かくて景泰元年姜和、五年唐廣、成化元年韋貴などが、次々と提督内臣となり、正統元年邵正、七年李侗、景泰元年樊穀、五年黃順、天順四年李孟芳等の藩臣とともに、玉虛宮提點及び均州千戸所と巡視修理にたづさわつてゐる。とくに成化時代は二十二史劄記にも言うごとく、佛道の傳奉が甚だ多く、内臣と佛道の關係がます／＼密接となつてきたり。成化三年五月、提督大嶽太和山宮觀奉御韋貴が上言して「本山の宮觀巖廟、凡そ三十有三處、殿宇房舍など、歲久しく葺かずして損う者十六七、臣等さきごろよりその狀態をとり調べたので、工事の促進をはかられたい」とのべ、同五年四月には、やはり韋貴が上奏して、「勅を奉じて大嶽太和山の宮觀、及び橋梁道路を修理する。乞うらくは守禦所の旗軍の差役を免じ、兼ねて同じく餘丁に工役を給されるよう」とのべ、上はその奏をゆるざるともに、韋貴及び參議王豫に勅して、工事の完全に行われるようによく監督し、それに調

用した官軍には、差役はことごとく優免することを許可してある。ところでこれによつても知る如く、いづれも内臣韋貴を通じて上奏して來ているものであり、すでに藩臣よりも内臣の方が有力になつて、太和山における實際の主導權は、もはや内臣に移つてゐたのである。しかもこれらの内臣と中央との結びつきは當然いよいよ強固となるものであつて、地方官などが一應自己の管轄下にある均州千戸所などにも十分な指示ができず、その本務の軍事操練にも事缺き、治安の維持に必要な場合も、中央に上奏して許可をうけなければならなかつた。たとえば、成化六年五月、巡撫南陽荊襄等處右副都御史楊璿が奏して、

均州并に南漳諸縣、流民蠻聚し、盜賊蜂起す。請うらくは、  
均州千戸所、正伍の官軍を以て、官に委ねて操練し、以て不  
虞に備え、その太和山宮觀の修理は、宜しく暫く餘丁を用い  
て代役せしめん。

と乞ひ、漸く許されるような状態であつた。

#### 四

永樂の造建に際しともかく經濟的基礎が與えられてゐた諸宮觀は、祭祀に必要な諸香油蠟等を民間から買上げていたようである。ところで、宣宗即位のはじめ、行在禮

部より上奏して、「太和山宮觀の降眞に用うる諸香は、三年毎に七千斤を湖廣廣東より貰用することを例としている」というのに對し、帝は「民間より貰うのは科擾を倍加するものであるから、しばらく止めて、京庫より支用せよ」と定めた。これは帝が即位の當初で、未だ民に恩惠を及ぼしていないので、國家の平安を祈つての處置であると述べており、おそらく臨時的處置と見られる。それが成化三年になると、太和山の宮觀の油蠟は三年毎に一給することを命じ、襄陽府の夏稅の内から四萬五千九百三十六斤を折辯するということになり、同十九年には香蠟の給する規定をつくり、成化十九年より二十一年にいたる間に、蠟二萬三千四百三十餘斤、香一萬三千八百四十餘斤を襄陽府の夏稅の内より折收して、給付することにした。これでは襄陽府の夏稅に及ぼす影響は、相當に大きなものであつたと考えられる。しかもこの成化にいたると、以上の香蠟の例のみならず、聖像、供器、銅爵盞、眞武經、龍牌、道經などがしばしば太和山に下賜され、まさに溺道と稱するほどであつた。それは勿論成化時代の一般的傾向でもあつたであろうが、太和山における状態も、誠に度を失するばかりに甚しいものと言わねばならぬ。したがつて孝宗の時代になると、當然こ

れらに對する反動がやつてきた。とくに弘治元年十二月には監察御史馬望<sup>(2)</sup>が、天下の寺觀を折毀せんことを上疏したのである。

これにはさすがに禮部も驚ろき、「兩京の朝天宮、大報恩寺、大興隆寺、及び三茅山、大嶽太和山、龍虎山の各宮觀はともに朝廷の勅建であるから、ま

ず廷臣の會議をのぞむ」と覆奏し、帝も「祖宗の舊制に係るものは會議の必要はない」と、ようやくそれらの毀却がまぬがれたのである。また成化時代に急激に増加した太和山の進貢についても、きびしく批判した人物がある。すなわち弘治二年四月巡撫湖廣都御史梁環より上奏したので、禮科給事中張九功の太和山を革めることを請う奏を、さらに覈議して上言したのである。

臣等覈議す。近ごろ登極の詔旨を奉じ、一切の額外貢獻を停止す。今提督武當山太監章貴等、已に茶梅を貢し、復た黃精竹筍を貢す。俱に永樂十四年の所定の常貢の數にあらず。停免を賜わらんことを乞う。又永樂中に、武當山に糧を食む道士四百にすぎず、近ごろ八百餘人に至り、道童亦た千餘あり。乞うらくは額に照して放免し、以て冗食を省かんと。又太監陳薺、別に道士三十餘人を帶し、俱に勅を領して護持し、往往本宮を離れ、百餘里外の深山の中にあり、或は擅に菴觀を創め、或は民家に寄住し、甚しきは無賴を招集し、田土を強占し、提督等の官の約束に遵わざるに至る。恐らくは歲月滋久しければ、他患を釀成せん。乞うらくは、勅にもとづき額

外なる者を追回し、原籍に遞還し、庵觀は折毀し、田土は之を舊主に歸さんと。

これによつても、太監韋貴の進貢が茶梅から黃精竹筍に及び、道士も四百餘人から八百餘人と倍増したことを見知る。

孝宗即位のはじめ、大いに革新の氣に燃え、前朝の惡弊を除去することにつとめ、僧繼曉をまず棄市するとともに、李孜省を獄に下し、傳奉官をはじめ多數の僧道を沙汰して、肅正の實がようやく舉がるよう見えた。この梁環の上言も採用されて、太和山も大いに革新されるようになつた。しかし帝もまた頗る齋醮を崇信し、やがて太和山にもしきりに像器の欽降を行うようになると、梁環の改革もわづか四年にして、再び舊に近いところまで復活することになつてしまつた。すなわち實錄の弘治六年八月庚寅の條に、

命大嶽太和山歲用香燭、灑掃軍夫及道士所乞均州食鹽、俱仍舊齊糧月支米麥共五斗、歲衣布一匹。初用都御史梁環奏、裁減各宮觀支費三之一、軍夫萬一千六百餘、鹽課仍輸有司閩境稱便、至是以太監潘紀言、悉還其舊、惟月糧減一斗、歲衣減一匹云。

といふ、思いきつた梁環の改革も、結局太監の力の前に

届したものと言ふことができる。したがつて再び太和山への聖像供器等の欽降が顯著となり、弘治七年八月聖像十九尊、綺絲旛三十對、十年四月施銀七百兩、各色旛三十一對、十二年十月施銀五千六百兩、各色旛五十四對、十四年七月聖像五尊、十五年十二月聖像安置の費銀三千兩、十八年十一月聖像一堂など、ひきつゞいて聖像や旛などの降賜が見られるのである。なかでも弘治十四年の聖像欽降にあたつては、次のようなことが行われた。すなわち、

御用監王瑞等、齋送玄武神像之武當山、奏帶隨行官舍

勇士人四八十餘人、及用黃馬快船六十餘艘。

とあつて、王瑞ら太監の僭越なる行動に對し、給事中寧舉、監察御史顧潛等の熱心な諫止が行われたのも允されず、吏部尙書倪岳、兵部尙書馬文升等の上言に對しても、上は、

卿等所言、具見忠愛、但事既舉行、難以中止、差去官員人等、不許沿途生事擾人、已有勅嚴加戒諭矣。

と言うのみで、これを敢えて止めようとはしなかつたのである。しかしこの事はさすがに重臣の間にも大きな反響を呼び、旬日の内に内閣大學士劉健等も、それが徒らに勞擾を見るのみで、實に無益なことであると上言した。<sup>(3)</sup>

また弘治十六年四月には文武の諸官が會同して、近年内帑の出費が限りなく、太和山等の神像の粧造の費金は數千にとゞまらないので、爾後これを制限することを計議し、帝に申入れたが、しかし孝宗朝を終えるまでその上申を遵守せられたとは考えられず、その後も太和山等への欽降が行われているのである。

## 五

宸濠の亂をはじめとして、武宗朝は各地に爭亂の著しかつた時代であり、農民の困窮も極度に達したが、その状態は次の嘉靖時代にもうけつがれた。とくに湖廣荊襄地方はその甚しい地方であり、また群盜の蠻聚横行する爲に治安も不安定になりつゝあつた。したがつて農民の生産は自然に低下し、毎年の常賦が拖欠することもしばしばあり、この対策には撫按官も頭を痛めたのである。

そこで遂に嘉靖元年五月、太和山の香錢をしばらく利用することを申出て許可された。やがてまた太和山の香錢を賑濟に充用することが考えられ出した。ただ嘉靖二年閏四月<sup>(3)</sup>、湖廣守臣の奏請に從い、太和山の香錢一年を蠲免して、賑濟に備える詔が下された時には、太監潘貞は奏をとゞめて之に從わなかつたのであるが、翌三年二月

には、湖廣の民の飢を賑濟する爲に、御史馬紀の請に従い、太和山の香錢二千兩が放出されるようになつて、こゝに新しい事態が展開したと言える。それ以後、嘉靖五年十月に湖廣災傷の賑濟には、太和山の香錢が發せられ、十三年九月にも湖廣災傷に香銀を充てゝいる。さらに嘉靖十七年十一月には湖廣武昌府の災傷にも充てられ、實は香錢の湖廣の賑濟備用はこれ以後もはや見られなくなつた。これは同年三月の勅によつてこれらの香錢が祀神修理と預備凶荒賑濟の爲という名目で、本山に存留備用して有司の借貸を許さずと定められたからであり、嘉靖初より撫按官に掌握されていた香錢を、こゝで漸く自己の手にとりかえすことができた譯である。もちろんこのことはひろく帝の道教に對する態度と關係が深く、嘉靖十八年陶仲文が迎えられて眞人となつたその前後から、帝の道教への偏向は急激に深まつたことゝ對応するものであろう。

かくて嘉靖三十一年二月<sup>(1)</sup>、勅を降して太和山の宮觀重修が始められることになり、湖廣撫按官に工費を會計せしめて銀十萬四千二百五十餘兩を當て、内帑銀十一萬兩を發して之に給し、工部右侍郎陸杰をもつて工程を提督せしめた。爾來二年有半を経て嘉靖三十二年十一月御製

太和山香錢、歲入不止此數。舊雖守土藩臣、與內臣共理、而收掌出入、多內臣主之。宜比山東泰山事例、令撫按官、選委府佐一員專收、正費之外、餘銀盡解部供邊、其修理諸務、俱命有司董之、內臣不得干預。

重脩大岳太和山玄殿紀成碑文が出來、十二月漸く工成つて、諸臣の効勞頒賞が行われた。即ち重臣として、陸杰は賞銀四十兩綺絲四表裏、巡撫都御史屠大山、馮岳、沈良才各三十兩二表裏、巡按御史胡宗憲、朱瑞登、周如斗各二十兩一表裏、提督太和山太監王佐四十兩三表裏となつており、管工官員としてその他に八十四名が太和山誌に舉げられているが、永樂の造營と異なる所は、これらは官員はすべて湖廣の軍官であつて、永樂の時に見られたような中央から諸官の派遣はなかつたことである。また重臣の頒賞を見ると、總裁官の陸杰につぐ賞を受けた者は太監王佐であつて、巡撫、巡按の諸官よりはるかに厚く賞されている。すなわち太和山における支配權力の實態をものがたるもので、もはや太監の地位はゆるぎないものであつた。たとえば、隆慶三年<sup>(2)</sup>五月、太和山太監柳朝が歲收の香銀四千二百餘兩を留めて、本山の修理に充てんことを乞うて許された時、戸部尚書劉體乾が次のように上言した。

と。これはまさに正論とも言うべきもので、内官の專横

に對して廷臣の側より、正面から内官に戰を挑んだもの

であつたが、やがて疏入りて後、帝旨に忤う者として陳謝せしめられ、半年の奪俸に處せられるに至り、無殘な體乾の敗北に終つたのである。

## 六

以上に於て大岳太和山について、明代にどのような變遷をたどつたかを、概觀してみた。とくに永樂朝の造營について如何なる目的をもつて、成祖が積極的になつたかを知るであろう。また湖廣布政司右參議の管掌下にあつた太和山が、やがて内臣の進出とともに漸次その様相をかえて、提督内臣の勢力はついに湖廣の撫按官を凌駕するばかりでなく、中央に於ても、廷臣に對抗し得るようになつたのである。しかしながら詳細に觀察すれば、そこには各代によつてそれゝ内臣の力にも相違がある。これらの點については、なお不充分な所もあり、また太和山の地理的意義についても、また萬曆時代についても、筆が及ばなかつたが、それは機會を改めて考えてみたいと思う。たゞいわゆる武當山の明代における發展を概説して、道教史の足らざる處を補なう一助ともなれ

ばさいわいである。

### 註

① 吉岡義豐著「道教の研究」三〇七頁に眞武殿について現況をのべておられる。また古い書では、小柳司氣太博士著「白雲觀誌」が著名であり、概要を知るに便利である。

② 慶宗實錄卷二六九、成化二十一年八月辛卯條。

③ 傅勤家著「中國道教史」第六章 道教之形成。

④ 大岳太和山誌卷三。本書は八巻補一巻あり、明凌雲翼等撰、萬曆刊本であるが、内閣文庫には萬曆二十四年跋本と挙げ、名古屋蓬左文庫では萬曆十六年刊としている。いづれも同じ本である。ここでは主として蓬左文庫本に據つた。

⑤ 孫碧雲は太和山の代表的な道士の一人である。關西の人、幼年より穎悟で仙道に深く、また儒釋子史にもすぐれていた。洪武二十七年太祖に召され、また永樂十年成祖に召され道錄司右正一を授けられた。十五年卒す。

⑥ 卷一一二、永樂十六年十二月丙子朔條。

⑦ 大岳太和山誌、及び湖北通志（但し湖北通志は楊承禧等纂修の民國十年刊本を參照した。）

⑧ 大岳太和山誌によれば、玉虛宮の提點として、任自垣以下四十七名、太和宮提點に張古山以下二十七名、南巖宮提點に王一中以下十八名、紫霄宮提點に梅月軒以下二十三名、五龍宮提點に李素希以下二十三名、遇真宮提點に羅鳳翔以下十七名、迎恩宮提點に韋永昌以下七名、淨樂宮提點

に趙宗純以下三十五名の名を擧げており、各官の始にある八名は、先に擧げた實錄の記事中にある任自垣等九人の内の八名かとも思われるが、他の一名は不明である。

(9) 郭璉の傳は、明史卷一五七、明史稿卷一三九、國朝獻徵

錄卷二四、國朝列卿記卷一五等多くの書に見えている。字は時用、初めの名を進といふ。直隸新安縣の人、永樂の

初、太學生で戶部主事に任せられ、能く職務につとめ、成祖の信任をうけて福建右參議に移つた。工部右侍郎の時、武當山の宮觀を修め、竣工の後に轉じて吏部左右侍郎を歴任した。仁宗即位の後に名を璉に改めた。最後に吏部尙書にて致仕し、正統十二年十一月、年七十七にて卒した。

(10) 張信の傳は、明史卷一四六、明史稿卷一三四、國朝獻徵

錄卷七等にでている。彼は臨淮の出身で、永寧衛指揮僉事

であつた父の興の後を嗣ぎ、漸次功を積み都指揮僉事に進んだ。惠帝の時、北京都司に調せられ、密語を受け張昺や

謝貴と燕王を謀らんとした。時に信の母の諫言を受け、燕

王のもとに至つて協力を誓ひ、遂に燕王の舉兵となつて入

京し、成祖即位の後、都督僉事に進められた。また陞平侯

に封ぜられ、千石の祿を受け、成祖は信を深く徳とし、恩

張と呼んでいた。やがて寵をたのみ頗る驕る風あり、遂に

陳瑛の劾奏を受けたのである。

(11) 成祖實錄卷一一〇、永樂十六年五月壬戌條。

(12) 玉堂漫筆は、廣百川學海乙集、又は說郛續第十二、陳眉公家藏祕笈續函等にあるが、ここでは廣百川學海本に據つた。

(13) 張三丰に對する明初の官民の執心は異常なものであつたらしく、武當山と張三丰とは切りはなして考えられない。

今日、北京白雲觀にある主要な殿閣の一つに丰眞殿があつて、張三丰を祀つており(道教の研究)、また中國道教史には七眞派の一人として、多くの諸分派が擧げられている。

(14) 丘玄清については、大岳太和山誌にも傳があり、太祖實

錄卷二二五、洪武二十六年二月庚寅條に、「陝西富平の人で、幼にして道士となり、均州武當山で張三丰に學び、全眞の學を宗とし、漢沔河洛の間を往來した。年五十に及んで薦められて京にゆき、初め監察御史を授けられ、後招擢されて太常卿となつた」ことがのべられており、二十六年二月に疾を以て卒したのである。

(15) 成祖實錄卷一一五、永樂十七年十一月丁未條。

(16) 大岳太和山誌卷三、先に擧げた給田二百七十七頃は、あるいはこれによつて與えられたものではなかろうか。

(17) 同右。この場合、稅糧はなお舊によつて着辦したが、その餘の科差はすべて免ずることにした。

(18) 同右。及び仁宗實錄卷六上、洪熙元年春正月甲申條に見えているが、實錄の方はこれより少し簡略である。しかし均州一千戸の軍及び餘丁の雜泛差役を免ずると、軍と餘丁を分けて擧げている。なお千戸朱彝もすでに永樂十六年の創建に關係した人物である。

(19) 宣宗實錄卷一四、宣德元年二月乙亥條、及び卷四四宣德三年六月丁酉條。

(20) 英宗實錄卷一二九、正統十年五月丁酉條。

- (21) 成化の佛道と内官については、二十二史劄記卷三四に  
挙げられている。また、拙稿「中國明代の僧官について」  
(大谷學報第三六卷第三號) を参照のこと。
- (22) 慶宗實錄卷四二、成化三年五月甲申條。
- (23) 同卷六六、五年四月辛巳條。
- (24) 同卷七九、六年五月辛卯條。
- (25) 宣宗實錄卷一九、宣德元年七月乙巳條。
- (26) 慶宗實錄卷三八、成化三年春正月丁丑條。
- (27) 同卷二三六、成化十九年春正月癸亥條。
- (28) 大岳太和山誌卷三には、像器の欽降は成化時代より擧げ  
ており、成化九年七月聖像三十尊供器三副全を、十二年正  
月銅爵盡一百四十七箇真武經五百本、十二年十一月龍牌十  
三座、十四年六月聖像十尊及び供器、十九年九月聖像一  
堂、二十二年九月聖像三千四百六十軸道經七千卷等が見え  
る。
- (29) 孝宗實錄卷二一、弘治元年十二月丁酉條。
- (30) 同卷二五、弘治二年四月壬子條。なおこれより先、丁未  
條に梁環が武當山の濫費を上奏し、戸部より油臘香炷の緊  
縮を命じたことが、實錄に擧げられている。
- (31) 拙稿「明代における三教思想」(東洋史研究第十二卷一  
號) 参照。
- (32) 孝宗實錄卷一七七、弘治十四年閏七月甲午條。
- (33) 同己巳條に劉健等は、「延綏達城が邊境を擾し遼東虜勢  
がいに張る現在、武當等の修齋設壇の費用が千萬兩を累  
ね、太倉官銀の存續はほとんど缺く」とのべ、かなり強く上

疏した。ところが翌八月癸丑には太和山諸宮觀の提點に、  
神樂觀提點の事例に照して月に粳米三斗三升を支給するこ  
とを命じてゐる所からみて、これらの上言は殆んど省られ  
なかつたことを知る。

(34) 世宗實錄卷一四、嘉靖元年五月丁卯條に、

湖廣撫按等官、以常賦拖欠、蠲免數多、宗藩祿米、官軍  
俸糧不足、請動支庫貯營建餘銀、收取武昌鹽船商稅、借  
留荊州府抽分料價、太和山香錢各二年、并掣回安慶等處

借發糧米、暫停操備戍守軍餘月糧 戸部覆議、悉從之。

とあり、香錢の轉用されたことを知る。そこで香錢とは、  
寺廟に奉納する賽錢の義から轉じて、それに對する課稅と  
なり、明史食貨志商稅の項に、「正德十一年始めて泰山碧  
霞元君祠の香錢を收む」とあることによつて、正徳末から  
はじまつた課稅であることがわかる。この泰山では清の雍  
正朝にもさかんに課稅されたことが、殊批諭旨に見えてい  
る。なおこの香錢については、とくに宮崎市定博士の御教  
示をうけた。

(35) 以下いづれも實錄に從う。

(36) 大岳太和山誌卷三、嘉靖十七年三月勅。

(37) 大岳太和山誌卷三、及び世宗實錄卷三八二、嘉靖三十一  
年二月壬申條、同卷四〇四、三十二年十一月甲寅條、同卷  
四〇五、三十二年十二月丙子條。

(38) 穆宗實錄卷三二、隆慶三年五月壬子條。